



2017年5月24日

各 位

会 社 名 黒崎播磨株式会社
代表者名 取締役社長 伊倉 信彦
(コード番号：5352 東証1、福証)
問合せ先 常務執行役員総務人事部長
本田 雅也
(TEL. 093-622-7224)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議し、また、2017年6月29日開催予定の第126期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。

当社も、上場会社としてこの趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位（単元株式数）を現行の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を、1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2017年10月1日

(ご参考)

ただし、株式売買後の振替手続きとの関係で、東京証券取引所及び福岡証券取引所における売買単位の100株への変更予定日は、2017年9月27日となります。

(4) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

2017 年 10 月 1 日をもって、2017 年 9 月 30 日（実質上は 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行株式総数（2017 年 3 月 31 日現在）	91,145,280 株
株式併合により減少する株式数	82,030,752 株
株式併合後の発行済株式総数	9,114,528 株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株式数

2017 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	7,115 名（100.0%）	91,145,280 株（100.0%）
10 株未満	241 名（ 3.4%）	680 株（ 0.0%）
10 株以上	6,874 名（ 96.6%）	91,144,600 株（100.0%）

（注）上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、所有株式数が 10 株未満の株主様 241 名は、下記（4）記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の規定に基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合後の発行可能株式総数

35,000,000 株（併合前：350,000,000 株）

なお、会社法第 182 条第 2 項の規定に基づき、本株式併合の効力発生日（2017 年 10 月 1 日）に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、2017 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、2017年10月1日をもって、当社の定款は次のとおり変更されます。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,500</u> 万株とする。
(自己の株式の取得) 第7条 (条文省略)	(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 日程

取締役会決議日	2017年5月24日
定時株主総会開催日	2017年6月29日(予定)
1,000株単位での売買最終日	2017年9月26日(予定)
100株単位での売買開始日	2017年9月27日(予定)
単元株式数変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日	2017年10月1日(予定)

以上